

## 岩出市事業所応援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した、岩出市内で商工事業を行う中小法人等又は個人事業主等に対し、事業の継続を支え雇用の維持を図るため、予算の範囲内において、岩出市事業所応援給付金（以下「事業所応援給付金」という。）を支給することについて、岩出市補助金等支給規則（平成24年岩出市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等 法人税法（昭和40年法律第34号）第57条第11項第1号イ及びロに該当する法人
- (2) 個人事業主等 自ら事業を営む個人等  
(支給対象事業者)

第3条 事業所応援給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。ただし、事業所応援給付金の支給は、法人の場合1法人につき1回限り、個人事業主等の場合同一事業者が営む事業につき1回限りとする。

- (1) 岩出市内に主たる事業所を有する中小法人等又は市内に主たる事業所を有し、令和3年1月1日時点で岩出市住民基本台帳に記録のある個人事業主等であること。
- (2) 令和3年9月1日までに日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する業種のうち、別表1に定める業種に係る営業を開始し、事業所応援給付金の申請日において当該営業の実態があること。
- (3) 事業所応援給付金の申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）が営む事業の売上高（以下「事業収入」という。）について、令和3年7月から9月までの任意の1か月（以下「対象月」という。）の事業収入の合計が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年同月又は前々年同月と比較して30パーセント以上減少しており、かつ、当該事業収入の比較に使用した年の7月から9月までの3か月の事業収入合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年7月2日以降に事業を開始した者その他市長がこれらと同等と認める者については別に定める。
- (4) 今後も事業継続意思がある者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業所応援給付金の対象としない。

- (1) 岩出市暴力団排除条例（平成23年岩出市条例第11号）第2条第1号

に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又はこれらに密接に関係する者若しくはこれらに準ずる者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

(4) その他支給対象者とするのが適当でないと市長が認める者  
(支給額)

第4条 支給対象事業者に対して支給する事業所応援給付金の金額は、別表2のとおりとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 事業所応援給付金に係る申請受付開始日は、令和3年11月1日とする。

2 申請期限は、令和4年1月31日とする。ただし、申請者が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(申請及び支給の方法)

第6条 申請者は、岩出市事業所応援給付金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）、誓約書（様式第2号）及び次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号の要件を満たすことを証する書類

(2) 常用使用する従業員が6人以上の中小法人等及び個人事業主等にあつては、従業員名簿（様式第3号）

(3) 中小法人等にあつては、役員名簿（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、和歌山県飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）の給付を受けたものは、その給付通知をもって前項各号に規定する書類に代えることができる。

3 事業所応援給付金の支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、岩出市事業所応援給付金支給・不支給決定通知書（様式第5号）により通知を行い、支給を決定した当該支給対象事業者に対し事業所応援給付金を支給する。

2 市長は、支給を決定した場合は、前条第1項の規定により提出された申請書をもって請求されたものとみなす。

(支給決定の取消)

第8条 市長は、支給対象事業者が、偽りその他不正な手段により事業所応援給付金の支給を受けたときは、事業所応援給付金の支給決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支給すべき事業所応援給付金の額の確定があった後についても適用する。

(事業所応援給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により事業所応援給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に事業所応援給付金が支給されているときは、支給対象者に対し岩出市事業所応援給付金返還決定通知書(様式第6号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業所応援給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、事業所応援給付金事業の実施に当たり、支給対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市内の事業者への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象事業者から第5条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象事業者が事業所応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書に不備等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったとき、その他支給対象事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(補助金等の実績報告及び額の確定)

第12条 規則第12条の規定による補助事業等の実績報告は、第6条の申請書によって報告されたものとみなす。

2 規則第14条の規定による補助金等の額の確定は、第7条の規定による支給の決定をもって確定したものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 事業所応援給付金の支給を受ける権利は、譲渡、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、事業所応援給付金の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

鉱業、採石業、砂利採取業
--------------

建設業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
金融業、保険業
不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業
医療、福祉
複合サービス事業
サービス業（他に分類されないもの）

別表 2（第 4 条関係）

常時使用する従業員数	支援金の額
0 人から 5 人	1 5 万円
6 人から 2 0 人	3 0 万円
2 1 人から 5 0 人	4 5 万円
5 1 人以上	6 0 万円

備考

- 1 令和 3 年 1 0 月 1 日現在における常時使用する従業員の数のみを計上すること。
- 2 市内に所在する対象店舗等に勤務する従業員の数のみを計上すること。
- 3 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 2 0 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。